

平成26年12月第35回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成26年12月12日第35回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市
都市建設課長	佐々木 人 見	都市建設課 専門官	市 川 仁
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	鈴 木 久 子	教育長	岩 城 敏 夫
学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
農業委員会 事務局長	菊 地 和 彦	選挙管理委員会 書記長	佐 藤 浄
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度互理町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 4 議案第 95号 互理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 96号 互理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 97号 互理町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について
- 日程第 8 議案第 99号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第100号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第101号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第102号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第103号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第105号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第106号 町道の路線廃止について
- 日程第16 議案第107号 町道の路線認定について
- 日程第17 議案第108号 物品購入契約の締結について（平成26年度互理町立郷土資料館収蔵庫備品購入事業）
- 日程第18 議案第109号 工事請負契約の締結について（平成26年度水産業共同利用施設（復交）漁具倉庫新築工事）
- 日程第19 議案第110号 工事請負契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）

- 日程第 2 0 議案第 1 1 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 6 年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その 2）工事）
- 日程第 2 1 議案第 1 1 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 6 年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その 3）工事）
- 日程第 2 2 議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度亘理町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 1 5 号 平成 2 6 年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 1 6 号 平成 2 6 年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 1 7 号 平成 2 6 年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 1 1 8 号 平成 2 6 年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 1 9 号 平成 2 6 年度亘理町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 2 0 号 亘理町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議案第 1 2 1 号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第 1 2 2 号 平成 2 6 年度亘理町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 2 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議 長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、11番 四宮規彦議員、12番 高野 進議員を指名いたします。

議長諸報告

議 長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案3件が提出されております。

第2、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申し出を受
理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議 長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 齋 藤 貞 君 登壇〕

町 長（齋藤 貞君） それでは、追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは議案3件でありま
す。よろしく審議方お願い申し上げます。

それでは、概要についてご説明申し上げます。

議案第120号 亘理町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例及び議案第121号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今年度の人
事院勧告に伴い、官民格差等に基づく給与水準改定、給与制度の総合的な見直し
など一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、亘理町職員の給与に関
する条例の一部改正に合わせ、特別職及び亘理町議会議員の期末手当の支給月額
を引き上げるため関係条例の一部を改正するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第122号 平成26年度亙理町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365億4,745万5,000円とするものであります。今回の補正につきましては、議案第121号で提案しております条例に関連して1款議会費議員人件費を増額補正するものであり、その財源として歳入17款財政調整基金繰入金と同額計上するものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

議長（安細隆之君） 日程第3、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に議案書1ページをお開きいただきたいと思ひます。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年11月21日、平成26年度亙理町一般会計補正予算（第5号）について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めらるものでござひます。

内容につきましては、平成26年11月21日の衆議院解散に伴ひまして衆議院議員総選挙が平成26年12月14日、あさってでござひますが、執行されるに当たり専決処分したもので、その承認を求めらるものでござひます。

専決処分書が次の2ページになります。お開きいただきたいと思ひます。

専決処分書を読み上げます。

平成26年度亙理町一般会計補正予算（第5号）については、平成26年11月21日衆議院解散に伴ひ衆議院議員総選挙が平成26年12月14日執行されるに当たり、補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第1

79条第1項の規定により専決処分するものでございます。

内容につきましては、別冊の平成26年度亶理町一般会計補正予算書（第5号）をご用意いただきたいと思ひます。

それでは、最初に1ページ目になります。

平成26年度亶理町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,478万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億2,955万7,000円とするものでございます。

歳出から説明いたしますので、10ページをごらんいただきたいと思ひます。

今回の補正については、先ほど申し上げましたように12月14日執行の衆議院議員総選挙に要する経費といたしまして、ここにごらんの1,478万3,000円を増額補正するものでありまして、その財源といたしましては8ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入になりますか、同額県支出金を見込むものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定をいたしました。

日程第4 議案第95号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第95号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、議案第95号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書3ページになります。

今回の改正でございますが、これの提案理由でございましたけれども、本年度人事院勧告がなされまして、それに伴いまして国家公務員の給与の一部改正が行われております。それに合わせまして、亶理町職員の給与等につきましても改正を行うものでございます。

その改正の主な内容でございますが、1つが官民格差に基づくものということで職員給与につきまして平均0.6%の引き上げ、それからボーナス、勤勉手当でございますけれども、0.15月分の引き上げ、また、通勤手当につきましては距離数に応じまして100円から7,100円の間での引き上げという内容でございます。これにつきましては、本年度の改正という内容になっています。

また、同じ勧告の中で、給与制度の総合的な見直しという中で、これは平成27年4月1日になりますが、職員の給与につきまして平均2%の引き下げというのが制度の総合的な見直しということでの人事院勧告がなされております。今回、ご提案申し上げますのは今申し上げました人事院勧告の内容のうち本年度改正になります官民格差に基づくものという改正内容でございます。

それでは、内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思っております。

ちょうど中段のところに、現行「100分の67.5」から改正後につきましては「100分の82.5」ということで「100分の15」引き上げる内容となっておりますが、これは勤勉手当につきまして、先ほど申し上げました人事院勧告に合わせまして引き上げを行うという内容のものでございます。

2号につきましては、再任用職員につきましても同様に「100分の32.5」から「100分の5」を引き上げまして100分の37.5に改正をする内容となっております。

続きまして、新旧対照表2ページ、3ページをごらんいただきたいと思いますが、ここにつきましては職員の通勤手当に係る改正でございます。

まず、2号のアにつきましては片道が5キロメートル未満につきましては、2,000円ということで変更はございません。次のイの片道5キロメートル以上10キロメートル未満につきましては、4,100円から100円引き上げになりまして4,200円。以下同様に距離数に合わせて引き上げがございまして最後、3ページになりますけれども、スの片道60キロメートル以上につきましては、2万4,500円から7,100円引き上げになりまして3万1,600円という内容に改正となるものでございます。

なお、3ページの下にあります附則につきましては、現在6級に位置づけられている職員につきましては給与を1.5%抑制しております。今回の勤勉手当につきましても引き下げる分をその分上げまして、こちら引き下げの分を0.25引き上げまして「100分の1.2375」に改正するという内容のものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、3ページお願いしたいんですけれども、一番下のほうに別表第1を次のように改めるということでございますが、これにつきましては4ページ以降に新たな給料表が示されておりますけれども、これは先ほど申し上げました平均0.3%、若年層を中心ですけれども、引き上げる改正内容となっております。

なお、この施行日につきましては給与等につきましては平成26年4月1日に遡及する。それから、勤勉手当、ボーナスにつきましては支払いの基準日でございます本年12月1日が施行日となっております。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、人事院勧告について説明されましたけれども、人事院勧告についてお尋ねいたします。

今、説明がありましたけれども、月給と期末・勤勉手当、ボーナス、プラス改定はいずれも7年ぶり、国家公務員の場合は平均年間給与で7万9,000円の増ということでありますけれども、給与特例法により2年間平均7.8%の賃下げが行われております。しかも、4月からの消費税増税と物価上昇にもかかわらずこの引き上げは、そのものは非常に不十分だと思いますけれども、総務課長、どういふ

うに見ていますか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 非常に答えづらいですけども、私自身としては若い職員もございまして、実際ここ10年ぐらいずっと引き下げが続いております。職員の意欲等から考えても、できればもう少し引き上げがあってもよいのかなと率直に考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 人事院勧告について先ほど説明されませんでしたけれども、いわゆる入庁間もない職員については一律基本給が2,000円引き上げられておりますけれども、重大なのは50歳、55歳以降の年齢の高い職員は据え置きなんですね。年齢の高い人は据え置きという重大な問題が内包していると思いますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 議員さんからのお力添えがいただければと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） しかも、もっと重大なのは、給料制度の総合的な見直しということで2015年度から3年かけて2%の賃下げ、しかも地域間格差を拡大する地域手当の見直し、そして重大なのは50代後半は据え置きでなくて最大4%の引き下げなんですね、これを行うと。重大な問題です。地域経済にとっても深刻な事態になると思っておりますけれども、見解を述べられますか。重大なことですよ。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 地域手当については引き上げということになってございますが、残念ながら当町については地域手当について該当外ということで、私も個人的には地域手当引き上げ同様に、関係のないといいますが、地方の職員についても引き上げ等考えていただければと考えてはございます。

ただ、残念ながら大きい政令都市等については独自の人事委員会を持っておりますが、ほとんどの市町村においては独自の人事委員会は持っておりません。そのようなことからどうしても国家公務員の人事院勧告に合わせて改正せざるを得ないという苦しい立場もございまして。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。4番、小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 通勤手当についてお伺いします。

通勤手当については対照表によりますと60キロ、最高額で3万1,600円で、まず該当者が亶理町職員で該当者がいるのかどうか1点。

それから、通勤手当については自動車等となっておりますけれども、例えばJRを利用する方についての対応はどうなっているのか。例えば、距離に応じてただ定期券は関係なしにこれで支払っているのかどうか、その辺をお伺いします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 正式には全て調べてはおりませんが、私が記憶する限りでは一番遠い職員で恐らく30キロ未満ぐらいになるかと思えます。当然ながら一番高い60キロ以上に該当する職員はおりません。

ここに書いてあるのは、議員さんおっしゃるとおり自動車による通勤手当でございます。それ以外の公共交通機関につきましてはそれに合わせて支給をさせていただいている。ただ、当然ながら普通列車とかそういったもので条件によりますけれども、通常の通勤では特急とかそういったものは認めておりませんが、通常の公共交通料金については支給をさせていただいているということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） そうしますと、例えばよくいろいろ仙台の会社、役所の人ですと新幹線通勤とかあるんですが、亶理町はそれはない。要は自治体として公共交通を利用する場合は実費ですね。例えば、バス通勤の人はバス料金だけ定期代を支払う。JRの場合はJRの定期代を支払う。なかなか車で通うからということでいろいろな操作をしている事例も過去にあったんですが、よその自治体で。そういうのはないということでの理解でよろしいですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第96号 亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第96号 亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

別冊資料6ページ、新旧対照表も参照願いたいと思います。

今回の改正につきましては、小学生から中学校卒業時までの医療費の窓口一部負担について、入院だけでなく通院分も含めて無償化するということの改正でございまして、子育てに関する経済的負担を軽減することにより、子育て支援を充実するものとして実施するものでございます。

それでは、条文を読み上げます。

議案第96号 亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書きを削る。

附則第1項施行期日。この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項経過措置。改正後の亶理町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成についてはなお従前の例による。

第3項受給資格の登録等の特例。条例の規定により助成対象となる者に係る第5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の施行日前においても行うことができる。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 通院を学前から中学校卒業まで拡大すると同時に、所得制限は従来は高齢福祉年金の扶養義務者にかかわる一部停止額。額でいえば340万1,000円を児童手当にかかわる所得制限に緩和するという事で、622万円と所得制限を緩和するという提案ですけれども、所得制限を緩和することによって所得制限に引っかかる人は現時点ではいるんですか、いないんですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今回、鞠子議員がおっしゃった所得制限につきましては条例の改正ではなく規約の改正ということで今回ご提案は申し上げておりませんが、622万円まで所得制限を緩和することによって五、六十の方が所得制限にはまだかかるかなと見ておりますが、今現在の医療費助成の対象者が3,600名ほどでございまして、引き上げることによって約1,000名の方が対象となるということから、高額所得の方の人数は大分少なくなると認識はしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 引き上げると同時に所得制限を緩和することに伴う財源の問題ですけれども、今宮城県は乳幼児医療費の補助額として3歳未満まで入院、通院とも全額助成しておりますけれども、3歳以上就学前までは入院のみで自治体の負担の2分の1を助成しているとなっておりますけれども、県の方針では全額入院については就学前まで助成を行う方向で予算を組んでいるということでもあります。

そういうことを踏まえると、今度の引き上げと所得制限の緩和によって年間どのくらいの財源が必要なのか答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 県の補助についてはまだ見通しが立っておりませんが、今までの県補助額は約1,300万円の補助が前後しております。今回中学生まで

通院無料化することによって、約1億1,000万円から1億2,000万円くらいの町補助、県費の補助を含めた額ですが、そのくらいにはなるかと見ております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 年間1億1,000万円ぐらいの財源が必要だと答弁されました。

私は去年6月に前町長にこの問題で質問したとき、通院も中学校卒業まで拡大したらどうかという質問に対しては、財政上難しいという答弁を前町長はされております。これを、今回こういう提案をされるのは町長の政治的な判断をされたと思うんですよ。町長はこういう措置をとるための思いはどういう思いなのか、町長に答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 私の選挙公約の中で安心安全という公約もあるわけでございますけれども、まず子育てを安心してやれるにはやはりセーフティーといいますか、いざ病気になったとき安心して子育てできるということが最も肝要かと思っております。そういう面で、少子高齢化を迎えた時代に若い方々の人口増というのは当然喫緊の課題でございますし、そういう面から子育て支援という観点から、それでまた亘理町で本当に子育てで保育の問題も含めまして子育てしやすい環境と、こういう観点から今回こういった政策を実行したいということでございます。

それと、県との関係でございますけれども、この件につきましては町村会を通じましてその都度県に強く要望していることも申し添えておきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） この制度は子供を持っている親にとってはとてもありがたい制度だと思いますけれども、これの周知方法はどのようになさるのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 4月1日からの施行ということでございますが、まず今対象となさっている方について小学校以下であればそのまま小学校に入っても使えるということになりますので、その分と所得制限で今までストップというか申請を受理していなかった方についてはこちらから該当になりますのでということで新しい

というか、受給者証を送るという形にしております。

それと、本人が所得制限で受給の資格がないものということで町に申請なされていない方がおいでになります。その方については住民基本台帳の年齢と受給者証を発行しているもの、所得制限で引っかかったもの、それらを見比べまして、その方については直接通知を差し上げるという形で、該当者について漏れのないようにしていきたい。ただ、こちらに、町内に転入した方等がちょっと不明ということもあることから2月の広報にこういう形で進めたいと広報していきたいと思っております。あとはホームページ等でのPRという形になるかと思えます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 亶理町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 97号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第97号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第97号 亶理町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

亘理町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表7ページから9ページにより説明申し上げますので、準備をお願いしたいと思います。

今回の改正は別表第3条関係でございますが、新旧対照表の8ページ及び9ページに表記のとおり、災害公営住宅の戸建て住宅として整備される上浜街道住宅及び江下住宅の各区画として、上浜街道住宅については亘理町字上浜街道16番地6から16番地45までの40筆を追加するものであります。また、江下住宅についても亘理町字江下7番地20から33番地9並びに字狐塚154番地6から154番地13までの17筆を戸建て住宅として追加するための別表の改正でございます。

議案書に戻りまして、12ページの1については上浜街道住宅の各区画の位置図、次のページ、12ページの2については江下住宅の各区画の位置図を示しておりますので、確認をお願いいたします。

議案書12ページに戻りまして、附則として別表の1町営住宅の戸建て住宅の部、上浜街道住宅の項の改正規定は平成27年2月1日から、同部江下住宅の項の改正規定は同年3月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第97号について説明を終わります。よろしくご審議方願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止についてご説明申し上げます。

議案書13ページになります。

議案第98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、平成23年4月15日に宮城県に委託した災害等廃棄物処理の事務の委託を平成27年3月31日をもって廃止することについて宮城県と協議するものでございます。

内容につきましては、東日本大震災にて大量に発生しました災害等廃棄物の処理につきましては、平成23年5月25日に開催されました第32回臨時会において専決処分としてご承認いただきましたとおり、平成23年4月15日に宮城県に事務処理を行っておりましたが、今般宮城県に処理委託をしておりました全ての市町の処理が完了したことに伴いまして、平成27年3月31日をもって宮城県と事務委託廃止の協議を行うため、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく審議方お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 災害等廃棄物処理の事務の委託の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 99号 公の施設における指定管理者の指定について

日程第 9 議案第100号 公の施設における指定管理者の指定について

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第99号 公の施設における指定管理者の指定について及び日程第9、議案第100号 公の施設における指定管理者の指定についての以上の2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） なお、当局からの指定管理者選定委員会の経過についての補足説明の申し出があります。これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） まず初めに、今回の議案第99号から100号までの指定管理者の指定につきましては平成26年9月26日及び11月4日の両日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会におきまして審議の結果、それぞれの団体が選定されまして、その内容について答申をいただいているということを最初にご報告申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 議案第99号及び議案第100号について、当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第99号についてご説明申し上げます。

議案書14ページになります。

議案第99号 公の施設における指定管理者の指定について。下記のとおり指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして1、公の施設の名称、亘理町ゆうゆう作業所、2、指定管理者となる団体、亘理町字旧館60番地7社会福祉法人亘理町社会福祉協議会、3、指定の期

間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第100号、右側15ページになります。公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

公の施設の名称、亘理町ほのぼの園、2、指定管理者となる団体、亘理町字旧館60番地7社会福祉法人亘理町社会福祉協議会、3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第99号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第 10 議案第101号 公の施設における指定管理者の指定について

日程第 11 議案第102号 公の施設における指定管理者の指定について

日程第 12 議案第103号 公の施設における指定管理者の指定について

日程第 13 議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について

日程第 14 議案第105号 公の施設における指定管理者の指定について

（以上5件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第101号 公の施設における指定管理者の指定についてから日程第14、議案第105号 公の施設における指定管理者の指定についての以上5件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第101号から議案第105号までについて当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案第101号からご説明申し上げたいと思えますけれども、先ほど企画財政課長から説明があったとおり、委員会の結果を踏まえてそれぞれの団体が良好に運営されていることから5つの議案を提案させていただ

きたいと思います。

初めに、議案書16ページをお開き願いたいと思います。

公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

記として、公の施設の名称、逢隈駅東自転車等駐車場。2、指定管理者となる団体、亶理町逢隈字郡65番地1下郡区。3、指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

次に、隣の17ページをごらんください。

議案第102号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、公の施設の名称、亶理駅西自転車等駐車場、2、指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22公益社団法人亶理町シルバー人材センター、3、指定の期間、同じく平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

次に、18ページをお開き願います。

議案第103号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、公の施設の名称、亶理駅東自転車等駐車場、2、指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22公益社団法人亶理町シルバー人材センター、指定の期間、同じく平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

続いて、隣の19ページをごらんいただきます。

議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、公の施設の名称、亶理駅東駐車場、2、指定管理者となる団体、亶理町字旧館61番地22公益社団法人亶理町シルバー人材センター、3、指定の期間、同じく平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

続いて、次の20ページをお開き願います。

議案第105号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記として、1、公の施設の名称、浜吉田駅西自転車等駐車場、2、指定管理者となる団体、亘理町吉田字下新道26番地2浜吉田西区、3、指定の期間、同じく平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、さきに説明したとおり、以前の実績を踏まえ引き続き同行政区及び同公益社団法人に対して指定管理者の指定を行うものであります。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第101号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 公の施設における指定管理者の指定についての件について

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第15 議案第106号 町道の路線廃止について

日程第16 議案第107号 町道の路線認定について

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第106号 町道の路線廃止について及び日程第16、議案第107号 町道の路線認定についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第106号及び議案第107号について当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） それでは、議案書21ページをごらんいただきたいと思えます。

最初に、議案第106号 町道の路線廃止について説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により町道の路線を次のとおり廃止するものであります。

今回の町道の路線廃止につきましては、荒浜地区の災害危険区域内土地利用計画に基づき、水産商工ゾーンに指定されているエリアを防災集団移転事業の元地を活

用し水産業共同利用施設漁具倉庫を新築するため、開発許可申請をとる必要があることから下記記載のとおり路線番号630の路線名築港東線、起点については荒浜字築港通り11の4、終点については同じく荒浜字築港通り11の9及び路線番号756の路線名築港通4号線、起点は荒浜字築港通り33の4、終点については荒浜字築港通り33の12の2路線を廃止するものであります。

次のページをお開き願います。22ページに箇所図を記載しておりますが、それぞれ路線を①及び②としております。丸印が起点で矢印が終点となりますので、確認をお願いいたします。

続いて、次の23ページ。

議案第107号 町道の路線認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により町道の路線を次のとおり認定するものであります。

この議案についても、議案第106号と同様の水産業共同利用施設漁具倉庫を新築するため下記記載の路線番号806の路線名、築港東1号線、起点が荒浜字築港通り33の8、終点が荒浜字築港通り13の5、及び路線番号807、路線名築港東2号線、起点は荒浜字築港通り33の11、終点については同じく荒浜字築港通り33の12の2路線を認定するものであります。

次の24ページに箇所図を掲載しておりますけれども、それぞれ路線を①及び②として記載しております。同じく丸印が起点で矢印が終点となります。確認をお願いいたします。

以上で議案第106号及び議案第107号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） 当局からの説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第106号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 町道の路線廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第108号 物品購入契約の締結について（平成26年度互理町立郷土資料館収蔵庫備品購入事業）

議長（安細隆之君） 次に、日程第17、議案第108号 物品購入契約の締結についての件

を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の25ページをお開きいただきたいと思っております。議案第108号についてご説明申し上げます。

物品購入契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするでございます。

事業名につきましては平成26年度亙理町立郷土資料館収蔵庫備品購入事業でございます。契約金額が904万1,112円。なお、落札率につきましては55.81%ございました。契約の相手方につきましては、亙理町字五日町33番地株式会社渡辺太陽堂でございます。

次の26ページが資料となりますので、お開きいただきたいと思っております。

入札年月日が平成26年11月21日。入札の方法につきましては指名競争入札でございます。指名業者名が株式会社北文社柴田営業所、株式会社渡辺太陽堂、金剛株式会社東北支店、株式会社クマヒラ仙台支店、合資会社石垣の5社でございます。なお、株式会社北文社柴田営業所、石垣の2社につきましては入札を辞退されております。

入札回数については1回。購入品目及び数量、規格等につきましては別紙のとおりということで27ページに記載しております。それから、27ページ、28ページについては購入品目の参考写真を記載しております。受渡期限については、平成27年1月30日。受渡場所が亙理町字西郷140番地町立郷土資料館でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 落札率が55.81%とこのように低かったわけですが、落札率が低いということについて設定基準に問題はなかったのかどうか、それを伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 落札率につきましては、業者の入札結果ということでありまして、執行部については落札率の結果を皆さんにお示ししたものでありまして、こ

れについては業者の都合というか業者の積算によって出た結果だと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ということは、単なる見積もりをとったという考えでよろしいのでしょうか。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 当初予算を組む際に、ここにあります製品名、金剛という会社名が入っていますけれども、金剛社から一応見積もりをいただいて、それで積算しております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16 番（鞠子幸則君） 先ほど説明されましたけれども、指名業者が5社ですね。スチール棚なんか扱っている業者で亶理町に入札参加資格登録している業者は5社以外にあると思うんですけれども、そういう登録されている業者を5社に絞る基準はどうなっているんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 指名業者の選定については、各担当課で選定されるわけですが、前にもお話したとおりまず地元業者、それを指名業者で優先的にということで、今回についてはこの規格等にありますようにメーカー等についても今回入ったということでございますが、主として指名業者については地元の業者を優先的に入れたという内容だと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 今回の物品、ほとんどがスチール棚、幅が180、奥行きが60、かなりのボリュームなんですね。これを郷土資料館で使うということで購入する契約手続なんですけれども、郷土資料館、特に増設したわけじゃないし、何でこの時期にこの大きな棚、ボリュームのあるものを33基も買うのか、目的なんかお話ししていただければと思います。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） 今回備品として購入する理由ということでございますけれども、今回の震災で荒浜地区の江戸家さん、それから武者家ということで2つの大きな豪商のお宅が被災したわけございまして、そこからレスキューした資料がおよ

そ5万点ございます。今、収蔵庫は第1収蔵庫、第2収蔵庫、第3収蔵庫ということで3つの収蔵庫がございます。御存じのとおり高さが約5メートルございまして、今現在使用しているのが約2メートルの棚部分だけで空間が大変多いわけがございますね。そういったことから収蔵を今回引き受ける、お預かりするに当たり収蔵スペースが少ないということから、今回3.3メートルの高さまでの収蔵棚を入れて収蔵スペースをふやすということで考えておりました。

この件に関しましては、被災博物館等整備事業ということで全額県から補助金が出ますので、それを活用させていただいております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第109号 工事請負契約の締結について（平成26年度水産業共同利用施設（復交）漁具倉庫新築工事）

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第109号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第109号ご説明いたします。

議案書29ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第109号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成26年度水産業共同利用施設（復交）漁具倉庫新築工事でございます。請負金額については1億9,440万円、なお落札率につきましては99.34%でございました。契約の相手方については、亶理町荒浜字水神62番地阿部工務店・田中建材輸送・平口建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。なお、代表構成員につきましては阿部工務店でございます。それから、平口建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

次の30ページが資料となります。お開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年11月21日。入札の方法につきましては条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでございまして今回の条件の主なものにつきましては、まず構成員のうちの代表者につきましては亶理町内に本社または本店を有する事業者で建築一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評点が700点以上の者と、代表者以外の構成員につきましては北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島県に本社または本店を有し、建築の一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評点値が600点以上の者が条件となります。入札参加業者につきましては、阿部春建設・千石建設・須藤建設復旧・復興建設工事共同企業体。太田工務店・宮城林産・小松建設復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・岩佐組・浅水建設復旧・復興建設工事共同企業体。阿部工務店・田中建材輸送・平口建設復旧・復興建設工事共同企業体。斎藤工務店・八木工務店・菅建設復旧・復興建設工事共同企業体。以上、5企業体でございます。

入札回数については2回。工事場所は亶理町荒浜字築港通り地内ということで、右の31ページの位置図の箇所となりますが、ちょっと見えづらいですが具体的にはきずなぼーとわたり、いわゆる水産センターに隣接する北東部分となります。

工事内容につきましては、敷地面積が6,000.06平方メートルで建築工事、構造については木造平家建て3棟。建築面積が1,192.44平方メートル。1棟当たり397.48平方メートルです。延べ面積が993.72平方メートル。1棟当たり331.24平方メートルです。

それから、機械設備工事一式、電気設備工事、外構工事一式となります。図面に

つきましては次の32ページが建物の配置図。33ページが平面図と屋根伏図、34ページが立面図となります。工期につきましては平成26年12月13日から平成27年3月31日まで設定しております。

以上で、説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、入札回数2回やっておりますけれども、2回になった経緯を教えてくださいということと、1回目の順位と2回目の順位、これを教えてくださいいただけますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 前回もお話ししたように公開できる資料でございますので、お話ししたいと思います。

冒頭の2回については結果的に1回目で落札しなかったということで、最終的には2回で落札した経緯がございます。1回目については価格の低いほうから、説明申し上げます。

一番低い分については、一番最初の建設会社だけお話ししますので、阿部工務店、これは1億8,300万円。2番目が斎藤工務店1億8,700万円。太田工務店1億9,300万円、阿部春建設が1億9,900万円。渡辺工務店が2億円ちょうどでございます。これが1回目。第2回目については、低いほうから阿部工務店1億8,000万円、2番目は阿部春建設1億8,170万円、渡辺工務店が1億8,190万円、太田工務店が1億8,200万円、最後が斎藤工務店1億8,250万円の順番となっております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第110号 工事請負契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）

日程第20 議案第111号 工事請負契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）工事）

日程第21 議案第112号 工事請負契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）

（以上3件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第110号 工事請負契約の締結についてから日程第21、議案第112号 工事請負契約の締結についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第110号から議案第112号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは続きまして、議案第110号、それから111号、112号まで、一括してご説明申し上げたいと思います。

最初に、議案第110号でございます。

議案書35ページをお開きいただきたいと思います。

工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事でございます。請負金額につきましては1億6,578万円。なお、落札率につきましては99.78%ございました。契約の相手方については亙理町吉田字松元209番地10田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建

設工事共同企業体でございます。なお、代表構成員については田中建材輸送でございまして、松浦組につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

今回、後ほど112号まで説明いたしますが、3件とも町道橋本堀添線道路新設工事、かさ上げ道路の新設工事でございます。施工箇所については次の37ページの位置図と次の38ページに平面図記載しておりますが、今回のその1工事につきましては山元町との町界からやや北側で主要地方道相馬亘理線側を起点としまして、平面図の赤で塗色した県道吉田浜山元線手前の部分までの施工箇所が、いわゆる1工区その1工事となります。

資料については36ページをお開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年11月21日、入札方法については条件付き一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでありまして条件の主なものについては構成員の代表者、これは亘理町に本社または本店を有する事業者で特定建設業の許可を受けており、総合評点値が700点以上の者と、代表構成員以外の構成員については北海道、東北6県に本社または本店を有し、特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評点値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者については、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体。千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体。田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体。太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体の5企業体となります。

入札回数が1回。工事場所については吉田字南上地内ほかということで先ほど説明したところでございます。

工事内容としましては、道路新設工事ということで幅員が12.5メートル、延長が660メートルでございます。工事内容としては土工として路体盛土工が4万200立方メートル。路床盛土工が8,900立方メートル、のり面整形工が9,640平方メートル、運搬工、割山ずりですが、4万9,100立方メートルでございます。

工期については平成26年12月13日から平成27年3月31日まででございます。

続きまして、議案書39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第111号になります。同じく工事請負契約の締結についてでございます。

工事名につきましては、平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その2）

工事でございます。請負金額が1億6,848万円。なお、落札率につきましては94.50%でございます。契約の相手方については亙理町長瀬字南原193番地133渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。なお、代表構成員については渡辺工務店でございまして、丸福建設につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

施工箇所については次の41ページが位置図、42ページの平面図に記載のとおりで、1工区、その1工事の続きで県道吉田浜山元線を過ぎまして橋本堀排水路の上流部若干北側に延伸しますが、排水路東側の堤塘部分を利用した形の工事となります。

資料40ページをお開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年11月21日、入札方法については条件付き一般競争入札ということで、先ほど説明した内容と同じ条件でございます。

入札参加業者が千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体。斎藤工務店・小野工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体。阿部工務店・結城組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体の4企業体となります。入札回数が1回。工事場所については亙理町吉田字南中地内ほかということで先ほど説明した場所になります。工事内容としましては、道路新設工事、同じく幅員が12.5メートル、延長が360メートル。土工としまして路体盛土工が2万3,000立方メートル。路床盛土工が7,000立方メートル、のり面整形工が5,480平方メートル、運搬工として割山ずり、3万立方メートルと掘削工が12万9,300立方メートルでございます。

工期については平成27年3月31日までの設定となっております。

続きまして、議案書43ページをお開きいただきたいと思います。

議案第112号、同じく工事請負契約の締結になります。

工事名が平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事になります。請負金額が1億6,632万円。なお、落札率につきましては99.32%でございました。契約の相手方については亙理町逢隈高屋字中原39番地1太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。なお、代表構成員については太田工務店でございまして、勝田組につきましては北海道伊達市の建設会社でございます。

施工箇所については45ページの位置図、46ページ平面図がございますが、先ほど申し上げましたその2工事の南側延伸分で赤で塗色した部分はその3、いわゆる3工区分の工事となります。

資料44ページをお開きいただきたいと思います。

入札年月日が平成26年11月21日、条件付き一般競争入札ということで、先ほど説明した内容と同じ条件でございます。

入札参加業者が八木工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体。千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体。田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体。太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体の以上5企業体となります。入札回数が1回。工事場所が互理町吉田字北中地内ほかということで先ほど説明した場所になります。

工事内容として、幅員が同じく12.5メートル、延長が620メートル。土工については路体盛土工が4万1,400立方メートル。路床盛土工が8,800立方メートル、のり面整形工が9,360平方メートル、運搬工として割山ずり、5万200立方メートル。

工期については平成27年3月31日までの設定となっております。

以上、議案第110号から112号まで一括説明申し上げました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（安細隆之君） 当局からの説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います

まず、議案第110号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） この3件とも距離にしますと大体1.7キロぐらいなんですけれども、どうして3つに区切ったのかということと、この3つが一度に工事が始まったならばダンプカーとかいうのは結構通ると思いますので、その辺どのようにこういう区切りになったのかと、車対策についてお伺いします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 橋本堀添線についてはご案内しているとおり二線堤の役割を果たす道路でございます。

早急に工事を進めていく上で3工区に分けてまして工事を進めていきたいという考

えから3工区に分けさせていただきました。

それから、運搬の関係でございますが、これについてはもちろん各業者間で調整を行いまして仮設道路等も敷設するなどお互いに競合しない形で進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3つの議案、関連がありますけれども、橋本堀のかさ上げ、これに用地買収で同意していない方は何人いるんですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） この区間につきましては既に用地買収は全て終わっております。同意には至っていない地権者はありません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が言っているのは、橋本堀のかさ上げ道路をつくるときに用地買収、この工事でないですよ、この場所でなくて用地買収に同意していない方は何人いるんですかと言っているんです。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） 全路線含めますとおよそ10名ちょっとほどいるということで把握しております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私も一般質問で言いましたけれども、私どもの行ったアンケートに早く避難道路をつくってほしいと、大震災の津波を経験した方は避難の大切さを肌身で実感していますので、早く避難道をつくってほしいということが強く出されております。ですから、同意していない地権者に今後どういうふうに対応するのか、いつまで対応するのか、その点お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐藤雅徳君） この工事につきましては避難道路ですので、最終期限が平成33年の復興事業ということでございます。一刻も早く道路工事を完成させるということからとりあえず早急に地権者の方にはまた当たりながら買収が進むように進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 亘理町の復興計画の大きな目玉の1つがこの橋本堀のかさ上げ道路

だと私は認識しております。

今回、これに着工できたということは少しずつ復興の足跡が感じられるようになるのかなど、このように思っております。その意味で全長、長さは10キロ以上あるわけでありましてけれども、今回約1.7キロぐらい着工するわけでありましてけれども、残りの部分についての考え方をお伺いしたいと思います。例えば、残りの部分については一括でやるのか。今みたいに例えばある程度同意が固まったところから順次施工していくのか。その辺の考え方をお聞きしたい。まずそこをお願いします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど用地対策課長が申し上げましたとおり今後努力して用地の協力が得られるよう進めていきたいと思いますが、小野議員おっしゃるとおりある程度区間的に協力者が連なるような状態になりましたらある程度の距離で工事は進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 前に避難道路建設、橋本堀以外でも私、述べたことがあるんですが、高速道路の工事のように同意できて工事着工できるところからどんどん進めていって部分着工、そういうこともぜひとも考慮しながら早急に進めていただきたいと考えておりますが、その辺はどうですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 小野議員さんおっしゃるとおり、できるところから全ての避難道路、この二線堤の関係については進めていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 入札の参加業者についてお聞きいたします。

土木に関しては、亘理町の場合8つのJVを形成して入札しているとなっておりますけれども、代表者がいてそのほかに2社があります。3社でJVを組んでいるという状況なんですね。そこで代表以外の事業所、具体的に言いますと、芦名組、結城組、小野工務店に丸福建設、勝田組、それら代表の1社だけじゃなくて代表2社に、2つにまたいでグループを組んでいるという状況なんですけれども、本来であれば1つの業者は1つのJVに加盟するべきじゃないのかなと、私なりに思うんですけれども、その辺何でまた2つにまたいでいるのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 亘理町における復旧・復興のための共同企業体を活用するための当面の運用ということで、今お話がありました構成員の数ですが、復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数については2社または3社ということで、構成につきましては町側で構成するわけでありませぬので、いわゆる企業側さんのほうで2社あるいは3社ということで構成するというので、今回復興JVについてもた

またま3社でございまして、2社でも可能なんですけれども、企業側の都合でどうか、3社ということになっておりまして、内容については地元業者が2社である1社が町外という構成で企業側から出た結果ということです。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） いや、2社か3社かじゃなくて、具体的に芦名組が渡辺工務店と八木工務店に入っているんですよ。本来であれば芦名組は渡辺工務店に入ればほかの工務店とか業者に入らないべきじゃないのかなと私、思うんです。それ、どうして芦名組さんが渡辺工務店、八木工務店、丸福建設も渡辺工務店、八木工務店、結城組だったら阿部工務店と田中建材に入っているんですよ。その辺、どうして2つに入っているかということを知っているんです。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては先ほど申し上げましたように、3社構成ということで2社であれば同じ町内ということも考えられるんですけども、3社で企業側で互理町内2社でそれ以外の町外が1社ということで構成されたのかなという形で考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） この組み合わせが不思議かなと思うんですけども、その1社が2つの共同企業体に入ることに限っては確かにJVの都合だとはいうものの、町ではそれはおかしいんじゃないかという指導もすべきじゃないかと思うんですけども、そういう指導ということは考えていなかったんですか。これは工業団地の造成にも言えることなんですけれども。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） いわゆる、割り切れないというか8社ありまして、それで3社なんで、なかなか調整がきかないというのはありますが、町では指名登録が出た時点では企業さんから企業体ということで組んできたものですから、それで承認したという経過がございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 割山ずりの件なんですけど、議案書のその1工事、その2工事、その3工事です。合計で25万8,000立方メートルになるわけですよ、加えますと。0.6トンですか、大体、10トン車に積むのは。そうすると約4万台。100日、来年3月31日

までですと100日。計算違ったらごめんなさい。1日4,000台ということ、あるかね。

まずそれが一つ。要するに、密集ラッシュになると思うんです。その場合の経路いろいろ考えていると思うんですけども、問題は沿線住民に対する十分な説明、それとこれから冬になりますと風が吹きます。ほこりが上がります。散水車の考え方もあるわけですけども、それら十分に対応していかれると思うんですが、いかがですか。確認しておきます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、割山ずりなんですけれども、2工区に戻りますが、40ページ資料の掘削工、これが割山ずりの積み込み分になります。3工区合わせて12万9,300立方メートルになります。数量的にはその数が今回この工事で使う運搬量でございます。

もちろん、散水車等のそれについてはそういう対応を必ずするというのでやっておりますが、なお亘理町の工事だけではなく水産庁なり林野庁の工事についてもこの地区については大変いろんな関係の工事が入っておりますが、月に1回そういう業者とといいますか、発注元との協議会を開いております、警察等も入っていただきましてその辺の注意喚起は行っているという状況でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、昼食のため休憩をいたします。

再開は午後 1 時といたします。休憩。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 00 時 57 分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 22 議案第 113 号 平成 26 年度亶理町一般会計補正予算
(第 6 号)

議長（安細隆之君） 続いて日程第 22、議案第 113 号 平成 26 年度亶理町一般会計補正予算（第 6 号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第 113 号 平成 26 年度亶理町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書（第 6 号）をごらんいただきたいと思います。

最初に 1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 36 億 1,737 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 365 億 4,693 万 5,000 円とする。

第 2 条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書 18 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の一般会計補正予算につきましては、項目がかなりございますので、増額及び減額補正については主に金額の大きいものを中心に説明申し上げたいと思います。

初めに、各課にわたりまして職員人件費を補正しておりますが、これにつきましてはことし 4 月以降の職員異動及び人事院勧告に伴う給与改定などによる補正などが主な理由でございます。

2 款総務費におきましては、1 項 2 目文書広報費の 600 万円の増額補正でございます。

ますが、右のページの説明欄にございますとおり、来年10月から施行されるマイナンバー制度に関連しましてマイナンバー法等支援業務委託料として200万円増額補正するものです。なお、業務については今年度と来年度と2カ年度にまたがるためにあわせて平成27年度の債務負担行為を設定させていただき予定でございます。

説明欄、次のページにまたぎますが、印刷製本費としまして亘理町町制60周年記念誌印刷製本費として400万円の増額補正でございます。これについては平成27年2月1日をもちまして、亘理町町制施行60周年を迎えることから記念誌を作成するもので、町内全戸に配布する予定でありまして、この記念誌作成のための印刷製本費として400万円今回増額補正するものであります。

20ページをお開きいただきたいと思っております。

1項12目基金管理費につきましては、震災復興基金に寄附金等積立するもののほかに今回東日本大震災復興交付金第10回目の配分額が認められ、それぞれの復興交付金について東日本大震災復興交付金基金に30億5,081万9,000円積み立てするものでございます。事業名についてはそれぞれ右のページになりますが、下段の市街地復興効果促進事業23億6,482万3,000円の増額補正につきましては、災害公営住宅整備事業の配分額の20%の追加配分が今回10回目の交付金で認められたものでございまして、今後効果促進事業につきましては事業計画を策定し事業実施する予定であります。

この内容につきましては他の災害公営住宅整備事業を持ってあります被災町村同様に配分されたものでございます。

1項14目諸費につきましては、745万1,000円増額補正でございますが、そのうち説明欄23ページ上段になりますが、町税等還付経費711万6,000円増額補正でございます。町税等還付経費において地方税法上の解釈の関係から未払いになっていた還付賦課金と、通常の賦課金の不足額として補正するものでございます。

22ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、説明欄23ページ下段になりますが、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費1,496万1,000円の増額補正ですが、来年10月から施行予定のマイナンバー制度に関連しまして既存の住民基本台帳ネットワークシステムの改修が必要なことから、今回住基システム回収業務委託料としまして1,496万1,000円増額補正するものでございます。

3款民生費につきましては28ページをお開きいただきたいと思っております。

1 項 7 目障害者福祉費2,937万3,000円の増額補正でございます。29ページの説明欄でございますように、障害者扶助費につきましては利用実績の精査に基づく補正でございますして、初めに障害者福祉サービス利用者の増加などから扶助費として2,637万3,000円増額補正するものでございます。

次に、心身障害者医療費支給経費300万円の増額補正ですが、説明欄30ページにございますように扶助費といたしまして心身障害者医療費助成事業として補正するもので、合計いたしまして障害者福祉費2,937万3,000円増額補正するものです。

30ページになりますが、2 項 1 目児童福祉総務費のうち、31ページ説明欄にございますが、子ども医療費支給経費1,099万7,000円の増額補正。この内容につきましては、平成27年4月から子ども医療費支給事業の通院分の対象年齢引き上げを予定しております。そのシステム改修費等として増額補正するものでございます。

説明欄のその下の段になりますが、障害児福祉事業経費442万1,000円ですが、扶助費といたしまして障害児施設給付事業として増額補正するものでございます。

続いて、32ページをお開きいただきたいと思います。

2 項 4 目児童措置費といたしまして300万円の増額補正です。33ページの説明欄にございますが、私立保育園各種事業補助金といたしまして障害児保育事業費の増などから増額補正するものでございます。

次に、5 款労働費でございます。

34ページをお開きいただきたいと思います。

1 項 1 目労働諸費652万5,000円の減額補正でございます。35ページの説明欄にございますように震災等緊急雇用対応事業委託料の介護雇用プログラム事業における各事業所の人員の増減によるところの減額補正でございます。

次に、6 款農林水産業費でございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。

1 項 1 目農業委員会費におきましては説明欄37ページですが、事務局経費といたしまして277万3,000円増額補正しておりますが、これにつきましては平成26年4月1日の農地法の改正に伴いまして、農業委員会において農地台帳と農地図を個人の権利利害を害するものを除いてインターネット等の方法により公表することが義務づけられ、27年4月1日から公表開始となることから、今年度中に既存の農地台帳システムの改修が必要となるため、今回農地台帳システム改修業務委託料としまし

て277万3,000円増額補正するものでございます。

なお、この財源につきましては宮城県農地集積集約化対策事業補助金が交付される予定で200万円までが全額補助、200万円を超える分については3分の1の補助の予定でございます。

続いて、38ページをごらんいただきたいと思います。

1項13目復興事業費で補正額につきましては増減がございませんが、復興交付金事業から単独事業への予算組み替えを行うものでございます。説明欄にございますようにイチゴ団地、イチゴファーム、花卉野菜団地造成事業につきましては、当初予算におきましてこの団地等の地区界を確定させるために必要となります地区の外周の測量業務を復興交付金事業として予算計上しておりましたが、復興畑団地整備事業費におきまして各入作者の境界を確定させる必要があることから、外周部を除いた部分の境界測量、境界杭打設、公図策定等の費用を単独として計上しておりました。

今回、今申し上げました業務について一括で業者発注することに当たりまして、外周部分のみの確定測量費を明確に区分することができないため、国から復興交付金の事業として実施するのは難しいとの見解を受けまして今回単独事業への予算組み替えを行うものでございます。

3項水産業費3目復興事業費につきましては、41ページ説明欄にございますように、水産業共同利用施設復興整備事業費2,500万円増額補正でございます。これについてはいわゆるフィッシャリーナの復旧にかかわる補正でございます。荒浜漁港フィッシャリーナの復旧につきましては、当初復興交付金の一括効果促進事業での実施を計画しておりましたが、今回第10回目の交付金申請で農林水産省の基幹事業に採択されたことから今回フィッシャリーナ復旧事業実施設計業務委託料として2,500万円増額補正するものでございます。

7款商工費1項4目企業誘致対策費3,373万円の増額補正につきましては、亘理中央工業団地の整備に要する経費として亘理町工業用地等造成事業特別会計繰出金として補正するものでございます。

次に、8款土木費でございます。42ページをお開きいただきたいと思います。

2項1目道路橋梁総務費のうち説明欄にございますが私道災害復旧事業補助金として2カ所分、1,291万9,000円を増額するものと、3目道路新設改良費におきまし

てはこれも説明欄にございますが改良事業費といたしまして549万円増額補正しておりますが、このうち工事請負費500万円の増額補正については荒浜小学校前の町道鳥屋崎3丁目線、これにつきましては今年度社会資本整備総合交付金事業に対しまして工事費として2,800万円で申請しておりましたが、採択時に620万円に減額されて、本来であれば減額された場合次年度以降に再申請し年次計画で事業を進めるところでございますが、今回計画している場所については現在復旧工事中であります荒浜保育所・児童館前の箇所でありまして、来年4月からの再開に合わせ町道整備を完了させる必要があることから緊急に延長40メートル分の単独事業費としまして請負工事費500万円増額補正するものでございます。

説明欄の次の段からの社会資本整備総合交付金事業費のそれぞれの減額補正につきましては、それぞれの道路整備事業における国からの交付金の交付額の決定に伴う補正でございます。

説明いたしますと、細目10が町道吉田浜山元線、鳥屋崎3丁目線で1,780万円、細目13が町道板橋一本松線で600万円、細目14が道路橋梁部分の点検費としまして1,214万5,000円の減額補正するもの。15の町道亘理スマートインター線工事のネクスコ東日本に工事の委託料としまして2,980万円増額補正するものでございます。

次に、44ページ、お聞きいただきたいと思えます。

3項1目河川総務費900万円の増額補正につきましては、今回台風19号の影響から神宮寺区内の鍋倉川などの改修事業費として増額補正するものでございます。

4項1目都市計画総務費で説明欄にございます都市計画事務経費300万円の増額補正でございます。これにつきましては、都市計画区域変更書類作成業務委託料については当初予算で200万円計上しておりましたが、当初の段階におきましては荒浜大通線の用途廃止、鳥の海公園の区域変更といった大まかな業務内容の積算でありましたが、その後都市計画区域内における用途の詳細が明確になったことから追加業務として区域内の道路や3カ所の吉田地区の防災公園の都市計画の図書及び関係資料の作成等が必要になったことから、今回追加の業務分の委託料として300万円増額補正するものでございます。

4項2目公共下水道費につきましては今回亘理町公共下水道事業特別会計への繰出金として945万2,000円減額補正するものでございます。

次に、46ページをお聞きいただきたいと思えます。

4項6目復興事業費でございますが、右の説明欄をごらんいただきたいと思いません。細目5災害公営住宅整備事業費におきまして工事請負費として788万円の増額補正ですが、これにつきましては戸建て住宅のアプローチに手すりを設置する工事費として増額補正するものでございます。それから、15の下水道整備事業費につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計繰出金1,000万円を増額補正するものです。細目17の荒浜・吉田地区土地利用計画策定事業費につきましては、荒浜災害危険区域道路整備及び鳥の海公園整備に伴う調査測量業務委託料としまして1,420万円増額補正するものでございます。次に、細目64災害公営住宅関連道路整備事業費といたしまして、下茨田橋改良工事費1億7,659万7,000円増額補正するものでございます。65の吉田地区移転元地調査測量事業費といたしまして、吉田地区の移転元地調査測量業務委託料として1,350万円増額補正するものでございます。

土木費の最後になりますが、66災害危険区域住宅修繕支援事業費として、災害危険区域の指定前などに住宅再建などの方向性などを決定し、被災した居宅を修繕して現在も災害危険区域にお住まいになっている世帯で、今後におきまして災害危険区域外移転を希望する世帯を対象とする災害危険区域住宅修繕支援事業補助金5,000万円を増額補正するものでございます。

9款消防費については48ページをお開きいただきたいと思いません。

1項3目消防施設費286万7,000円につきましては、県道荒浜港今泉線改良工事に伴います消防施設撤去工事費として増額補正するものでございます。

5目防災費につきましては、ことし3月に全戸配布しました防災マップについて英語、中国語、韓国語の外国語版、計2,000部を今後作成し配布する委託料としまして850万円増額補正するものでございます。

10款教育費につきましては、52ページをお開きいただきたいと思いません。

4項5目図書館郷土資料館費といたしまして、説明欄にございますが管理費として各種修繕料100万円増額補正するものと、図書館費といたしましてことし7月に吉田浜の黒松について描いた短編集の絵本を出版した絵本作家でありますいせひでこ氏の原画展を開催する費用といたしまして、手数料40万円を増額補正するものでございます。

以上が、歳出関係の主な内容でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思

います。

9 款地方交付税につきましては、東日本大震災に係る災害復旧事業及び震災復興交付金事業の町負担分に充てるために震災復興特別交付税4,887万5,000円を増額補正するものであります。

13款国庫支出金におきましては、1 項 1 目民生費国庫負担金1,604万4,000円を増額補正については、歳出におきます障害者福祉費等の増額に係る国庫負担金の増額補正と、2 項 3 目土木費国庫補助金30億2,868万9,000円につきましては、右説明欄に記載の土木費補助金の社会資本整備総合交付金としまして合計338万円の減額補正と、東日本大震災復興交付金関連事業といたしまして、市街地復興効果促進事業交付金等の総額30億3,206万9,000円を増額補正するもので、合計30億2,868万9,000円を増額補正でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

8 目農林水産業費国庫補助金につきましては荒浜漁港フィッシャリーナ復旧事業に対します水産業共同利用施設復興整備事業交付金1,875万円を増額補正するものです。

14款県支出金638万9,000円につきましても国庫支出金と同様、歳出における障害者福祉費の県負担分としてそれぞれの負担金、補助金を増額補正するものが主なものでございます。

16款寄附金188万2,000円増額補正については説明欄が次の15ページになりますが、ごらんいただきたいと思います。

今回も全国の方々から災害復旧・復興のための寄附や、ふるさと納税といたしまして合計29件、総額188万2,000円の貴重な寄附金をいただきました。この場をおかりいたしまして、御礼申し上げたいと思います。

それから、14ページになります。

17款につきましては、1 項 1 目財政調整基金繰入金ですが、今回の補正予算の調整財源としまして1 億8,882万6,000円を増額補正するものと、復旧・復興事業の財源といたしますして震災復興基金繰入金1 億1,776万9,000円を増額補正するものと東日本大震災復興交付金基金繰入金1 億5,439万3,000円増額補正するものでございます。

19款諸収入については、次の16ページをお開きいただきたいと思います。

災害援護資金貸付金元金収入510万円の増額補正。県道荒浜港今泉線整備にかかわる消防施設移転補償費918万6,000円の増額補正、後期高齢者医療広域連合医療給付費市町村負担金返還金1,379万5,000円の増額補正が主なものでございます。

最後になりますが5ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございます。

今回は債務負担行為の追加でございまして、ここの第2表に記載しております災害公営住宅関連道路整備事業としての下茨田橋改良工事とマイナンバー法等支援業務委託料、亘理町ほのぼの園から浜吉田駅西自転車等駐車場までの指定管理業務委託の合計7つの事業におきまして、それぞれの事業におきます平成27年度以降の債務負担行為の期間及び限度額を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 41ページですけれども、説明の中の13節委託料荒浜漁港フィッシャリーナ復旧工事実施計画2,500万円。ここに載っているわけですが、これはプレジャーボートの係留地の整備の工事かと思えますけれども、これだけの金額を使って相当すばらしいものをつくるのかと思えますが、現在プレジャーボートが大体何そうぐらいあるのか聞きたいということと、フィッシャリーナ条例によりますと指定管理者というのは13条に載っていますが、指定管理者は誰なのか。これを伺います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、プレジャーボートを保有している方ということなんですけれども、震災以前は70そうが係留されておりました。それ以降、震災によりまして使えなくなったということで現在は係留している方は現在はいません。

指定管理者なんですけれども、そちらも震災後行っていないということになっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） せっかく2,500万円かけてつくるわけですから、やはり少しでもこちらに呼ぶとかそういった形でやっていただければと思うわけですが、年間

収入、だいたいどのぐらいの計画を立てているわけでしょうか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 現在、あくまでもおよそといいますか、これから復旧するに当たりまして停泊数の数とか従来100そうの係留ということで海面のほうをやっておりますが、若干縮小になるかということで考えておりますので試算はまだやっております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） それから最後、条例には使用料が消費税相当額と載っておりますね。2017年4月には10%になるわけですけども、そのときには条例を変更するのかそれともそのままの金額で貸し出すのかそれを伺います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 消費税の関連ですので、従来5%だったかと思しますので、当然消費税が上がったことによりまして消費税分は上げざるを得ないのかなということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 43ページですね。8款2項1目私道災害復旧事業補助金1,291万9,000円、これについてお尋ねしますが、1つは2カ所という説明があったんですが、2カ所の場所ですね、工事場所。それから2カ所分の工事の内訳ですね。補助金の内訳。それから工事する道路の長さ、これをお尋ねします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 補助支援する2カ所分でございますが、1つが長瀬の小橋地内になります。これについては津波の影響で被災をしたということの関係です。それから、もう1カ所が亘理町の防災集団移転で、今回防災集団移転促進事業で行っている隣接になりますが、江下地内になります。そこが1カ所ということで2カ所になります。

補助の内訳でございますが、長瀬小橋が1,240万円ぐらい、江下が50万円ぐらいということになっております。延長ですが、長瀬小橋が216メートル、江下が45メートルでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14 番（佐藤アヤ君） 17ページの諸収入、中学生海外派遣事業参加者負担金20万円について

てまずお伺いいたします。

それから、45ページ、河川整備事業費900万円、台風19号により鍋倉川という説明がありましたけれども、その場所についてまずお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 海外派遣事業につきましては、最初のほうで国際交流事業の経費ということで今回75万円増額補正させていただきました。これについて当初と比べますと航空運賃、成田ケアンズ間の運賃値上げ、国内交通費、亘理から成田空港までのバス料金の値上げ、それから今現在の円安ですね。昨年まで1ドル90円、これはオーストラリアドルだったんですけれども、現在では100円まで上昇しているということで、これらを総合しますと75万円、今回委託料で補正させていただきました。

それとあわせまして、今議員さんがおっしゃった歳入で負担金で20名団員でございますので、1人1万円ずつ負担金について増額させていただいた経緯がございます。これにつきましては先般開かれました国際交流実行委員会、これについては学校の校長先生たちも入っておりますが、その中でこの内容について審議していただき1万円負担増についてもやむを得ないだろうということで了解いただきました。当初については11万円でしたが、今回1万円増ということで合計12万円の負担金となります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 河川整備事業の鍋倉川の関係でございますが、これについては3カ所ございます。1つが同じ鍋倉川なんですが、神宮寺の鍋倉地内ということで角田市との町境から少し下流に来たところで、その場所が路肩が崩れているという状況です。

それからもう1つは、国道6号線を挟んで東側、下流部になりますが、その場所についても路肩及び壁面等が崩れているという状況です。

それからもう1カ所が、岩地蔵排水路と交差するところの脇といいますか、陥没しているという状況がございまして、3カ所合わせまして900万円の工事請負費を提案させていただきました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 中学生派遣事業、今回は11万円プラス1万円で12万円ということで

本当に結構負担が高くなっているのかなと思って心配ですけれども、国際交流の委員の方々と検討していると言われますけれども、ぜひそういう委員の方々のご意見もとても大切だと思いますけれども、参加される中学生のお子さんを持っていらっしゃるご父兄の方、PTAの方などにもぜひご意見を聞きながら参加者負担金について考えていただきたいと思います。

もう一つ、鍋倉川のほうなんですけれども、台風のたびに大雨でサイホンのところがいつも増水して土のうを積んだりしている状況です。毎回このような状況の中で今回900万円かけてサイホンの部分を少し広げるのかなと思って聞いたんですけれども、3カ所ということでサイホンのところにはなかなか手が回らないのかなと思ってとても残念なんですけれども、こういうところは町には鍋倉川、鹿島もそうですけれども、ここら辺をきちっと、想定外の災害が起きるようなことが多いので考えていくことが必要かと思えますけれども、この点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 海外派遣事業につきましては、先ほど申しましたように各中学校の校長先生が委員として最終的に1万円値上げやむを得ないだろうという判断です。

それと、親の方については募集要項として学校側から親の方々に資料として今回負担金12万円ということでそれで了解の上といたしますか、今回が特に今までよりも人数が48名ということで過去最大になっています。やはり、行く児童もそうですけれども、親の方もその辺ご理解があって今負担金12万円になっておりますけれども、それでも子供たちが行きたいという意欲もあるのかなと解釈しています。

町としてもできるだけ負担金は少なくしたほうがいいと考えておりますが、やはり今言った航空運賃、円安等でどうしようもない分については町はある程度歳出で予算を計上しておりますように、できるだけ今後も予算、支出、負担金が余りかけないような工夫をしたいですけれども、やはり今の内容でいきますとある程度現地の研修等についても極力といたしますか、なるだけ切り詰めて、それでも余り切り詰めると今度大変なものですから、その辺のバランスもあるものですから、その辺については学校の校長先生方も理解していただいたのかなと、そう思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 議員さんおっしゃるとおり鍋倉川のサイホンのところについてはこちらも承知しているものがございますけれども、河川についてはやはり下流部から改修していかなくてはいけないということがございます。鍋倉川についても一番下流については拡幅していつているわけなんです、国道6号線と交差点との関係も国土交通省にも続けて依頼をしておりますし、その下をくぐっている鍋倉川でございます。根本的な改修ができるように今後も努力したいと思いますけれども、なおその辺の予算の関係もございますのでご理解をいただければと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ、この間も答弁いただきましたけれども、経済的理由で行けない、意欲があっても行けないという子供さんがいないように配慮していただきたいと思います。私はできればずっと10万円ということを決めて、金額を決めながらやっていけばいいのかなと思います。これは答弁いいです。

あと、河川の部分、第3次総合発展計画、第4次総合発展計画、いつも鍋倉川、鹿島川計画をすと載っております。そういう中できちっとやっていくことは大事な事かなと思いますので、これも答弁いいですけれども、どうぞしっかりやっていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） まず、45ページでございます。一番下から2番目、県営街路事業費75万2,000円。駅前大通線なんです、これの具体的な内容、どういう事業をするのか、

これとあわせてさざんか通りと一口に言いますが、県道塩釜亘理線、さざんか通りと言われて亘理町の町花はサザンカでございます。行ってみると無残なものでございます。前からもそうでした。友好都市締結したわけですが、あちらさんから来られたときにあちらも町花はサザンカなんですね。そのときに何とみともないんじゃないかと私は思います。これからのさざんか通りをどうするのか。

49ページ、5目防災費3防災事務経費、その中に外国語版防災マップ作成業務委託料。先ほどの説明で2,000部とあります。どういう方面に配布されるのか。その

辺をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず最初の県営街路事業の負担金75万2,000円の関係でございますけれども、これについては駅前大通線が開通したわけなんですけれども、今年度においても追加工事を県でしております。議員さん、その辺を通っておわかりだと思いますけれども、倉庭から住民の方が駅前大通線に上がってきやすいようにということで階段を設置した関係とか街路灯の工事とかございます。その分が県の事業費として752万円ほどあったので、亘理町の負担分は10分の1でございますので、その分の75万2,000円を計上させていただいたわけでございます。

それから、さざんか通りということで、これも県道塩釜亘理線ですね。県の管轄とはいえやはり見た限り感じるころがでございます。やはり県にも維持を徹底していただくように今後もお願いしていきたいなどは考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 外国語版の防災マップの配布先でございますけれども、まず現在住んでいらっしゃる方、日本語がご不自由な方ですね。そういった方を中心にまず配布したいと考えております。

そのほかに、短期でございますけれども、町内の工場に短期でお勤めになっている方がいらっしゃいますので、その方々につきまして個人ではなくて事業所にお配りをしまして事業所から指導していただきながら使用していただきたいなど、現時点ではこれからスタートしたいと考えてございます。以上でございます。（「了解」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 21ページ、2款1項2目11節、全戸に配布すると言われましたけれども、何部作成して1部幾らなのか、まず答弁をお願いいたします。

次に、29ページ、3款1項7目、ここでなぜ生活介護事業がふえたのか。その下、就労継続支援A型、B型事業、このA型、B型というのはどういう事業なのか。またなぜふえたのか。

その次の33ページ、3款2項4目19節②、これはどこの私立保育園が保育するのか。その3点まずお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初に、亶理町町制施行60周年の記念誌、仮の題なんですけれども、亶理60周年の歩みということで、今現在1万4,000部作成予定です。全戸配布のほかには近隣町村あるいは姉妹都市、友好都市のほうに配る予定で考えております。

ページ数についてはまだ未定稿なんですけれども、大体128ページぐらいでオールカラーでA4判サイズで考えておまして、これについてはお金を取らないで無償で町民の方等に配布したいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 2点目の生活介護の増の要因ですけれども、こちらにつきましては人数の増はないんですが、利用日数の増によってふえているという状況でございます。

それから就労支援のAとBの区分ですが、Aにつきましては最低賃金を約束した雇用ということで宮城県の、それを確保したそれ以上の金額で賃金を支払う。Bについては生産活動によつての利益の配分等によつて収益を得るような事業ということで利用者の方々に配分されるものでございます。

こちらの増でございますが、御存じのように吉田にありますえいむ亶理が就労支援の事業所ということで一般的な就労形態の中で社会に結びつけていく、企業への就職に結びつけていく事業をやっておったんですが、それを今年度からやめましてB型にほぼ移行してございます。その関係でB型等の増がふえたこと。それから、町内でA型事業所が1カ所ございますけれども、いちごいちえでございますが、そちらのほうも就労する方がふえているということで増になっているということでございます。

それから、障害児の預かりの関係でございますが、逢隈保育園が3名、カトリック保育園が1名でございます。当初は2名で見込んでおったんですが、4名ということでそちらの増に伴いまして補助金を増額するものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 35ページ、5款1項1目13節ですけれども、介護雇用プログラム事業ですけれども、それぞれの事業で増減があったと説明されましたけれども、どこ

がふえてどこが減ったのか説明をお願いします。

39ページ、6款1項4目いちご団地技術者・後継者育成事業ですけれども、この12月で2回目の生産がされますけれども、技術者及び後継者育成は非常に重要な問題ですけれども、どういう事業を行うのか説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 緊急雇用の介護雇用プログラム事業の減ったところということなんですけれども、減った事業所が4カ所ほどございます。場所はえいむ亘理さん、サンキさん、デイサービスしんまちさん、それと日就苑の4社になっております。以上です。（「ふえたのは」の声あり）ふえたところはございません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 説明では増減があったと説明されましたけれども、まあいいです。それと、いちご団地だね。答弁漏れ、いちご団地。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） お答えします。

いちご団地技術者・後継者育成事業補助金40万円でございますが、こちらにつきましてはいちご団地におきます栽培方法でございますが、高設栽培ということで今までの農家の方につきましては初めての栽培方法でございました。2年目を迎えてまして先進地でありますところの技術、そういったものを視察をすることによりましてより以上の栽培能力そういったものを高め、将来のあるべき姿、そういったものを学んでこようということでございます。

それで、今育成対象者数35名ほど該当者いるんですけれども、20名ほど募って先進地、今のところ考えているのは福岡県になりますが、そちらに行って視察をしてきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

47ページですね。8款4項6目危険区域住宅修繕支援事業ですけれども、対象者は例えば被災者生活再建支援金の基礎部分、全壊だと100万円ですね。その基礎部分を受領した方は対象になるのかならないのか。また、応急住宅修繕補助金52万円でしたっけ。これを受領した方は対象になるのかならないのか、答弁をお願いします。

もう1点。53ページ、10款4項5目11節の5ですけれども、これはどこの修繕なのか。以上。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） それでは、災害危険区域の住宅修繕支援金についてご説明申し上げます。まず、加算支援金、基礎支援金を受け取っておいてもそれは対象になると考えております。応急住宅の……（「加算支援金は対象外になっているって説明されたんだよこの前、だから基礎部分はどうなのかって言っているわけ」の声あり）基礎部分を受領しても対象というぐあいにさせていただきます。

応急住宅の補助金50万円につきましても受領していても対象とさせていただきます。以上です。

議長（安細隆之君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（熊澤一弘君） それでは、図書館修繕費についてご回答申し上げます。

9月に行いました消防点検時ということで消防施設関係ですね。不特定多数のお客様が入るわけですので消防施設関係の点検を行いましたところ、不適切な箇所がございましたのでその改造工事ということで32万1,000円。それからトイレ系統の空調関係が別系統になっておりまして、その空調の部品交換に24万8,400円。それから、これで修繕費がなくなるわけでございますので、今後蛍光灯の安定器とか故障した場合に備えるということで2カ所分を42万9,760円を見まして、合計ちょうど100万円という形で計上させていただきました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 55ページ中段、真ん中の公共土木施設災害復旧工事の中で、鳥の海公園関係で実施業務委託と整備用地購入費が計上されておりますけれども、被災地でゾーニングパスは見せていただきましたけれども、鳥の海公園というのはそのパスの中のどの部分を言うわけですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今回の表現として鳥の海公園と災害復旧関係として出しておりますけれども、これにつきましては災害査定を受けました陸上競技場と野球場の部分です。荒浜港今泉線、二線堤のすぐ東側といいますか、荒浜大通線と交差する部分の三角形というかそういった形になる場所でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、鳥の海公園の整備用地というのはまだ田んぼになっているところを購入するというのでよろしいわけですね。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 高野議員さんおっしゃったとおり、今農地といいますか、田んぼになっているところございまして、防災集団移転事業からは外れた農地の部分ということでございます。

議 長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） もう1つ、5ページに戻りますけれども、債務負担行為があります。その中で逢隈駅自転車、亘理駅の西と東の自転車等駐車場がありますけれども、3年前から見ますと逢隈で70万円、亘理のほうで200万円ほど金額がふえているんですね。ふえた理由を説明していただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 実際に管理台数とか極端にふえているわけでもないんですけども、今まで管理する上で休みの日といいますか、日曜日に実際に管理人がいないという管理状況だったもので、やはりそれでは迷惑をかけるということでお正月期間ぐらいは管理人は置かないような状況になりますが、1年通してきちんとした管理ができるようにということでその部分が含まれたものでございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 予算書41ページ、7款1項4目企業誘致対策経費ですけれども、3,373万円計上されておりますけれども。こちらの内訳がわかれば教えていただきたいんですけども。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては後ほど特別会計で説明する予定でしたが、概要を申し上げますと主に追加で出たネットフェンス等の安全施設の設置工事に伴います特別会計の繰出金でございます。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第114号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第23、議案第114号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第114号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊国民健康保険特別会計補正予算書第1号をご準備いただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,353万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げますので、12、13ページをお開きいただきたいと思います。額の大きい重立ったところで説明とさせていただきますと思います。

1款1項1目一般管理費156万1,000円を補正するものでございますが、13ページの説明書にありますとおり、委託料として国保データベースシステム作成業務委託料113万2,000円を増額するものでございます。これにつきましては国保データベース、70歳以上の方の軽減でございますが、これが今現在1割負担という形になっておりますが、それが2割になるというところからその部分についてのシステム改修

でございます。あわせて、平成27年1月から70歳未満の方の自己負担限度額が今は3段階でしたが5段階に、所得の割合で2段階ふやした改正がなされるものでございましてそれに合わせてのシステム改修費でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費2,321万8,000円でございますが、これにつきましては高度医療の急増に伴う高額療養費がふえているものと見ております。実績に応じた形で今回増額をさせていただいております。

続きまして、14ページ、11款1項3目償還金1,643万7,000円でございますが、これにつきましては、平成25年度の療養給付費の負担金の精算に伴う償還金ということで、ここに増額補正させていただいたものでございます。

続きまして歳入のほうのご説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

3款1項2目療養給付費等負担金、あわせて5款6款それぞれ前期高齢者交付金、県支出金でございますが、これにつきましては療養給付費の伸びに対するルール分の県国等からの交付金の増額でございます。

6款2項3目被災者健康支援事業補助金でございますが、これにつきましては特定健診にクレアチニンという尿酸健診を実施しておりますが、この分について県からの補助金が認められたものでございますので、その分185万4,000円を増額するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思っております。

9款2項1目財政調整基金繰入金2,493万8,000円増額するものでございますが、これにつきましては歳入歳出、その見合いの分を財政調整基金から今回繰り入れるものでございまして、これを繰り入れますと現在高は5億8,473万7,000円という現在高になる予定でございます。

以上、説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号 平成26年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第115号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第24、議案第115号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第115号、平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の資料をお開きいただきたいと思います。

1 ページ目。

平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億689万6,000円とする。

今回の補正につきましては人件費及び公課費、借入地方債利子の減額と復興交付金事業によります事業費の増額、相殺しての増額補正とするのが今回の主な内容でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費408万4,000円の減額補正でございますけれども、人事異

動に伴う人件費及び消費税等の公課費の減額でございます。

2款1項4目復興事業費1,000万円の増額補正ですが、第10回の復興交付金配分によります荒浜雨水ポンプ場吐出槽かさ上げの実施設計業務委託料でございます。

3款1項公債費の536万8,000円の減額補正ですが、平成25年度債借りに伴います影響によりまして、起債償還利子の減額でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金54万8,000円の増額補正ですが、一般会計からの繰り入れの増額でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第115号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号 平成26年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第116号 平成26年度亶理町介護保険特別会計補正
予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第25、議案第116号 平成26年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第116号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,219万円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明しますので12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

まず、1款1項1目一般管理費10万4,000円の増でございますが、人件費の精査等によるものでございます。

2款1項保険給付費1,304万1,000円の増額補正につきましては、今年度の各項のサービス給付状況を精査しまして、それぞれ増額、減額補正するものでございます。

まず、1目の居宅介護サービス給付費1,671万円の増額につきましては、通所サービスなどの給付費増が要因でございます。3目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者数の増加によりまして306万円を増額補正するものでございます。

次に、2項1目介護予防サービス給付費につきましては主に介護予防住宅改修及び介護予防特定施設入所者生活介護サービス、これにつきましては有料老人ホームなどで食事、入浴などのサービスに係る経費でございますが、各サービスにおきましてこれまでの実績から当初見込みを下回るという状況でありまして、1,058万円の減額補正を行うものでございます。

14ページをごらん願います。

6項1目特定入所者介護サービス費、これにつきましては入所者の居住費、食費等の軽減の関係でございますが、これもこれまでの実績、26年度分でございますが、精査したところ、当初見込みより若干上回る状況から294万円を増額するものでございます。

4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費37万8,000円の増につきましては

人件費の精査でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページのほうをごらん願います。

3款1項1目介護給付費負担金260万8,000円の増。それから、次の下の2項1目調整交付金65万2,000円の増。それから4款1項1目介護給付費交付金378万1,000円の増及び5款1項1目介護給付費負担金163万円の増。さらには、次のページの8款1項1目介護給付費繰入金163万円の増につきましては、いずれも歳出における2款保険給付費の各サービス給付費等の増減によりまして、それぞれの負担割合で補正するものでございます。

8ページにまた戻っていただきまして、3款2項3目、それから10ページの5款4項2目及び8款1項3目の地域支援事業交付金と繰入金の増額補正につきましては、いずれもこれまた歳出における地域支援事業費の増によりましてそれぞれの負担割合で補正するものでございます。

次の10ページのほうの8款1項4目の事務費繰入金でございますが、歳出におきます1款総務費、補正額10万4,000円を増額補正するものでございます。

最後に、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出に対して不足する収入分の財源として282万1,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方よろしくお願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第116号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号 平成26年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第117号 平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第26、議案第117号 平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、議案第117号 平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書、ごらんいただきたいと思います。1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,950万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費90万9,000円の減でございますが、職員の異動に伴う人件費の減でございます。

次に歳入についてご説明いたします。前の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目事務費繰入金、これにつきましては歳出減に伴いまして同額を繰入金から減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第117号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号 平成26年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第118号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第4号）

議長（安細隆之君） 日程第27、議案第118号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは続きまして、議案第118号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

補正予算書第4号、ご用意いただきたいと思います。

最初に1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,373万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,335万6,000円とするものでございます。

歳出から説明いたします。10ページをお開きいただきたいと思います。

中央工業団地につきましては現在造成工事を発注して施工中でございますが、今回宮城県からの開発指導によりまして団地内の調整池にネットフェンス1.8メートルですが、これを992メートルと、今現在の仮設住宅の西側緑地がございまして、その緑地の境界上にネットフェンス、高さ1.2メートルですが、780メートル、合計1,772メートルのネットフェンス工を設置する工事費といたしまして工事請負費3,373万円を増額補正するものでございます。

歳入になりますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の財源といたしまして、一般会計繰入金を同額の3,373万円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第118号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第119号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（安細隆之君） 日程第28、議案第119号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第119号 平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、平成26年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第1項営業収益。既決予定額7億8,724万6,000円に12万円を追加し、7億8,736万6,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外収益。既決予定額1億2,490万4,000円に1,620万円を追加し、1億4,110万4,000円とするものでございます。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額7億7,766万6,000円から401万2,000円を減額し、7億7,365万4,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外費用。既決予定額8,152万8,000円から50万5,000円を減額し、8,102万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第3項他会計出資金。既決予定額1,469万2,000円に55万円を追加し、1,524万2,000円とするものでございます。

第1款第5項国庫補助金につきましては740万2,000円を追加補正するものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額2億3,368万8,000円に16万4,000円を追加し、2億3,385万2,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開き願います。

収益的収入1款1項3目その他営業収益の12万円の追加補正につきましては、職員の児童手当に係る一般会計負担金の増でございます。

2項2目加入金の1,620万円の追加補正につきましては、新築住宅建築等の増加等に伴う加入金収入の増でございます。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の28万6,000円の追加補正及び2目配水及び給水費の23万8,000円の追加補正並びに4目総係費の453万6,000円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改正等に伴うものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の50万5,000円の減額につきましては、平成25年度債の利息確定によるものでございます。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

資本的収入1款3項1目他会計出資金55万円の追加補正につきましては、災害復旧事業に伴います一般会計繰入金でございます。

5項1目国庫補助金740万2,000円の追加補正につきましては、災害復旧事業に伴う国庫補助金によるものでございます。

これらにつきまして、災害復旧事業の荒浜大通線ほかの管路設計業務委託に伴うものでございます。

資本的支出1款1項3目改良事業費の16万4,000円の追加補正につきましては、人事院勧告に伴います給与等改正によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2ページ、1款2項2目。先ほど説明されましたけれども、新築による加入金の増加となっておりましたけれども、何件の新しく加入した人がいるのか答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それではご説明いたします。

当初予算の中では、災害公営住宅件数としまして350件、一般のアパート等50件、一般の住宅等で予算上105件、それから口径変更、例えば13ミリから20ミリというところで35件、計540件見込んでおりました。

ところが、10月までの実績というところ、これからの見込みというところで公営住宅につきましては予算の中では先ほど350から386件までふえるのではないかと。これにつきましては、当初予算の中では大谷地の集合団地30件分ですね。これを見込んでおりませんでした。というのはその当時まだ4階建てとか3階建てということで確定していなかったというところもありましたものですから、今回この分のプラス30件。それからごみ置き場あるいは集会場等も含めてその分も追加して350から386まで追加ということでしてございます。それから、一般住宅におきましても今まで13ミリで加入していた方で防災集団移転等で移設なさった方につきまして、13ミリから20ミリという加入変更が予想以上にございました。その中で加入変更35件見ておりましたところが現在のところ約100件。年度末に向けてまして予想としまして111件というところに数字を持っておりますので、この分先

ほど申しました1,620万円の増額というところで水道事業で計画してございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第119号 平成26年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号 平成26年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。休憩。

午後 2時23分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29 議案第120号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第30 議案第121号 亙理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

（以上2件一括議題）

議長（安細隆之君） 続いて日程第29、議案第120号 亙理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第30、議案第121号 亙理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

条例の、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 議案第120号及び議案第121号について当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、追加議案書でご説明申し上げたいと思います。

議案第120号及び議案第121号でございます。

追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第120号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第121号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

この改正につきましては、先ほど午前中ご提案申し上げ可決いただきました亶理町職員の給与に関する条例の一部改正の中で、職員の勤勉手当につきまして0.15月分、100分の15を引き上げる改正がございましたが、議案第120号につきましては亶理町の常勤の特別職の期末手当について、議案第121号につきましては亶理町議会議員に係る期末手当につきまして、職員同様にそれぞれ0.15月分、100分の15を引き上げるための改正でございます。

なお、附則としまして期末手当の支給基準日となります平成26年12月1日から適用するという内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第120号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第120号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第121号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第31 議案第122号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第7号）

議長（安細隆之君） 日程第31、議案第122号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題とします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第122号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第7号）をご用意いただきたいと思います。

初めに1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ365億4,745万5,000円とするものです。

歳出から説明しますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、先ほど可決いただきました議案第121号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に関連いたしまして、議会費の議員人件費52万円を増額補正するものでございます。

その財源といたしまして、8ページ、歳入をごらんいただきたいと思います。

財政調整基金繰入金を同額52万円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第32 委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（安細隆之君） 日程第32、委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 各常任委員会、議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年12月第35回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時39分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 四宮規彦

署名議員 高野 進